

新型コロナウイルス感染拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等

1. 区域 岐阜県全域

2. 期間 令和2年5月6日（水）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

(1) 県民向け：徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(2) 事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、屋内外を問わず複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催について、施設管理者及び催物主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。
これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼。